

平成 26 年度 事務事業評価シート 【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業コード	事業名	
一般	02	01	11	0403	専門家相談会開設事業	
総合計画	分野	暮らし				
	政策	2-4	日常生活の安全確保			
	施策	1	生活相談の充実			
目的	日常生活の悩みや問題の解決					
対象	日常生活の悩みや問題を抱える市民					
意図	専門家による助言や教示により悩みや問題解決へ道筋をつける					
事業概要 …上記目的を実現するための事業手法を記載すること						
○専門家相談会開催 弁護士、司法書士等による無料法律相談会、人権擁護委員等による市民生活相談会を開催 ○消費者救済資金貸付金預託 債務の整理等に要する資金貸付のための預託 ○人権擁護等団体支援 人権啓発を図ることを目的とした団体への支援						
市民参画の有無 [対象外]						
市民協働の形態		共催	実行委員会・協議会	事業協力・協定		
		後援・協賛	補助・助成	委託		
活動指標（上記「事業概要」に対応）		単位	区分	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(計画)
①	「無料法律相談会」開催回数 (弁護士、司法書士、行政書士)	回	計画	57	51	
			実績	51	46	
②	「市民生活相談会」開催回数 (人権擁護委員、行政相談委員)	回	計画	60	60	
			実績	31	35	
③	「お金とくらしの相談会」開催回数 (消費者信用生活協同組合職員)	回	計画	24	24	
			実績	4	5	
成果指標（上記「意図」に対応）		単位	区分	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(計画)
①	「無料法律相談会」相談件数 (弁護士、司法書士、行政書士)	件	目標		354	
			実績	261	246	
②			目標			
			実績			
③			目標			
			実績			
成果指標の達成度	目標値より高い		概ね目標値どおり	○ 目標値より低い		

成果指標の達成度の要因分析 (新規事業及び成果指標を変更した場合は、その成果指標を設定した考え方、目標値の根拠を記載)		
【H26成果指標の設定根拠】 ○専門家相談会における相談件数＝悩みや問題解決へ道筋をつけた件数と捉えて、成果指標を設定した。 ○目標値＝専門家相談会における定員×開催回数		
目的妥当性	公共関与の妥当性 <input type="radio"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 見直し余地がある <input type="checkbox"/> 妥当でない	市民が日常生活の悩みや問題を解決するにあたり、行政としてその支援をする必要がある。
有効性	成果の向上余地 <input type="radio"/> 向上余地がある <input type="checkbox"/> 向上余地がない	専門家相談会を開催しその周知を継続することにより、相談件数を伸ばし、より多くの市民の悩みや問題解決へ道筋をつけることができる。
効率性	事業費・人件費の削減余地 <input type="checkbox"/> 事業費の削減余地がある <input type="checkbox"/> 人件費の削減余地がある <input type="radio"/> どちらも削減余地がない	「弁護士法律無料相談業務委託料」について、見直しを行った。H25相談実績を考慮し、開催回数を△6回削減（参考：H25→30回・H26→24回）した。市民の相談の機会を確保するため、これ以上の削減はできない。
公平性	受益と負担の適正化余地 <input type="checkbox"/> 受益機会の見直し余地がある <input type="checkbox"/> 費用負担の見直し余地がある <input type="radio"/> 適正である	専門家相談会の対象者は全ての市民であり、受益の機会は均等である。また、相談者に負担額はなく費用負担の見直しの余地はない。
総合評価 …上記評価結果の総括		
これまで、本事業における専門家相談会により悩みや問題解決へ道筋をつけた市民は多く、今後も行政として本事業を行い、市民への支援をしていく必要性は高いと判断する。 成果実績が目標に達していないため、次年度以降においても関連団体等との連携を図り、積極的な事業周知及び活動の展開としたい。		

平成 26 年度 事業説明資料

【 事後評価 】

※色付きのセルのみ入力してください。また、行・列の挿入や削除は絶対に行わないでください。

会計	款	項	目	事業J-ト	事業名
一般	02	01	11	0403	専門家相談会開設事業

単位：千円

		25年度 決算額(A)	26年度 決算額(B)	27年度 現計予算額	決算額前年比 (B-A)
事業費			65,474		65,474
財 源 内 訳	国・県		1,200		1,200
	地方債				
	その他		64,000		64,000
	一般財源		274		274

事業期間	<input checked="" type="radio"/> 単年度繰返	<input type="radio"/> 期間限定	[平成 年度 ~ 平成 年度]
------	--	----------------------------	-----------------

部経営方針における目標

日常生活の悩みや問題を解決します。

事業開始の背景・経緯

市民生活総合相談センター設置（平成22年4月）以前より、専門家相談会を開設している。平成21年度以降、市町村消費者行政活性化事業費補助金を活用し、弁護士無料法律相談会を行っている。

事業概要

- 専門家相談会開催
弁護士、司法書士等による無料法律相談会、人権擁護委員等による市民生活相談会を開催
- 消費者救済資金貸付金預託
債務の整理等に要する資金貸付のための預託
- 人権擁護等団体支援
人権啓発を図ることを目的とした団体への支援

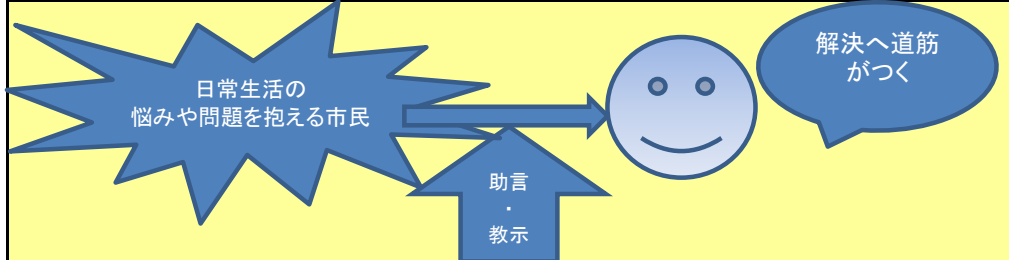
事業を展開する上での課題、留意事項 / 意見・要望等

相談会の周知方法等の検討が必要である。

担当部署 部名 市民生活部 課名 市民生活総合相談 担当係長 似内庄治 内線 460

(単位：千円)

《事業手法の詳細》…概略図による事業手法の詳細と事業費の内訳を記載すること。
【適宜、セルは結合して構わないが、結合した1つのセル内は1文章程度にとどめること。】



専門家相談会開設

- 無料法律相談会(弁護士)
 - ・ 内容 ~法律に関する問題全般
 - ・ 開催回数~24回/年度 ※H25年度 30回
- 無料法律相談会(司法書士)
 - ・ 内容 ~相続、贈与、不動産登記等、法律(民事)に関する問題全般
 - ・ 開催回数~14回/年度
- 無料法律相談会(行政書士)
 - ・ 内容 ~官庁の許認可、内容証明郵便、遺産分割等に関すること
 - ・ 開催回数~8回/年度
- 市民生活相談会(人権擁護委員、行政相談委員)
 - ・ 内容 ~人権に関すること(家庭内の問題、近隣との争いごと等)
行政に関すること(市や県、国の仕事や手続き、サービス等についての要望等)
 - ・ 開催回数~35回/年度
- お金とくらしの相談会(消費者信用生活協同組合職員)
 - ・ 内容 ~多重債務に関すること
 - ・ 開催回数~5回/年度

【事業費の内訳】

事業費合計 65,474千円

- ① 弁護士法律無料相談業務委託料 1,200千円
- ② 謝礼金(司法書士・行政書士) 33千円
- ③ 食糧費(相談員お茶) 15千円
- ④ 消費者救済資金貸付制度預託金(債務整理等・生活再建) 64,000千円
 <債務整理等資金預託> 37,000千円
 債務の整理等に要する資金貸付のための預託(貸付枠4倍)。花巻市から契約金融機関へ預託を行う。契約金融機関はその預託金をもとに消費者信用生活協同組合(以下、信用生協という)に貸付を行い、信用生協は市民に貸付を行う。H25 貸付限度額:5,000千円(債務整理基金の場合)H25貸付利率:年9.25%
 <生活再建資金預託> 27,000千円
 生活再建に要する資金貸付のための預託(貸付枠等倍)。預託から市民への貸付までの方法は、債務整理等資金預託と同じ。H25貸付限度額:1,000千円 H25貸付利率:年8.98%
- ⑤ 花巻人権擁護委員協議会補助金 114千円
- ⑥ いわて被害者支援センター負担金 112千円